平成21年度決算に係る県内市町の健全化判断比率等について

健全化判断比率等について(ポイント)

- 1 健全化判断比率(早期健全化基準以上の団体はない。)
- (1) 実質赤字比率
 - ○全ての市町において黒字。
- (2) 連結実質赤字比率
 - ○全ての市町において黒字。
- (3) 実質公債費比率
 - 〇市町平均 16.5%(単純平均)
 - 〇起債許可団体(18%以上) 9団体
- (4) 将来負担比率
 - 〇市町平均 135.9%(単純平均)
- 2 資金不足比率
 - ○資金不足が生じた公営企業会計 4団体4会計(全会計23団体105会計)
 - 〇経営健全化基準以上 1団体1会計

市町名	公営企業会計名等	比率
白山市	観光事業特別会計(スキー場)	85.4%

1 市町別健全化判断比率の状況

(単位:%)

				九 <u>十</u> 071八		版土中山本	(a) that (/	(4)顺本各担比泰		
市			(1)美質:	(1)実質赤字比率		質赤字比率	(3)美質2	合費比率	(4)将来負担比率		
			H21	H20	H21	H20	H21	H20	H21	H20	
金	沢	市	-	_	_	_	9.1	9.5	110.4	119.5	
t	尾	市	_	_	_	_	20.2	20.5	194.9	210.3	
小	松	市	_	_	_	_	17.1	15.8	226.3	228.0	
輪	島	市	_	_	_	_	20.0	20.5	214.7	245.5	
珠	洲	市	_	_	_	_	20.5	21.0	109.0	122.2	
加	賀	市	_	_	_	_	14.5	15.3	108.7	126.8	
羽	咋	市	_	_	_	_	19.6	19.3	154.6	196.9	
か	ほく	市	-	_	_	_	13.3	14.4	114.5	138.1	
白	山	市	-	_	_	_	19.1	19.7	174.2	186.7	
能	美	市	-	-	_	_	12.3	12.2	40.7	44.6	
Ш	北	町	-	-	_	_	15.0	16.5	50.4	70.5	
野	々 市	町	I	-	1	_	9.4	9.8	22.5	34.6	
津	幡	町	-	-	_	_	17.9	19.9	137.9	154.4	
内	灘	町	-	-	_	_	11.8	13.0	71.8	96.1	
志	賀	町	I	-	1	_	12.7	13.6	110.4	126.9	
宝	達志水	(町	_	_	_	_	20.9	20.2	240.0	281.5	
中	能 登	町	_	_	_	_	19.4	19.0	166.1	191.8	
穴	水	町	_	_	_	_	22.6	22.1	175.3	210.3	
能	登	町				_	18.9	19.2	160.5	175.4	
単	純平	均					16.5	16.9	135.9	155.8	

早期健全化基準	財政規模に応じて11.25%~15%	財政規模に応じて16.25%~20%	25%	350%
財政再生基準	20%	40% (経過基準)	35%	_

⁽注)「実質公債費比率」欄の は、起債許可基準(18%)以上の団体。

2 公営企業会計別資金不足比率の状況

経 営 健 全 化 基 準 20%

(単位:0%)

					1			_			単位:%
4	体	名	公営企業会計	H21	H20	団	体	名	公営企業会計	H21	H20
金	沢	市	ガス事業特別会計	_	_	白	山	市	温泉事業特別会計	_	_
			水道事業特別会計	_	_	1			宅地造成事業特別会計	_	_
			発電事業特別会計	_	_				工業団地造成事業特別会計	_	_
			工業用水道事業特別会計	_	_	能	美	市	水道事業会計	_	_
			公共下水道事業特別会計	_	_	100	^	.,,	工業用水道事業会計	_	_
			中央卸売市場事業特別会計	_	_				市立病院事業会計		
			公設花き地方卸売市場事業特別会計		_				公共下水道事業特別会計		<u> </u>
			病院事業特別会計	_	_				農業集落排水事業特別会計	_	_
			農村下水道事業費特別会計	_	_				温泉事業特別会計	_	_
			市街地再開発事業費特別会計	—		Ш	北	町	簡易水道事業特別会計		<u> </u>
			工業団地造成事業費特別会計	_	_				農業集落排水事業特別会計	_	_
			住宅団地建設事業費特別会計	_	_	野	々 市	町	水道事業会計	_	_
七	尾	市	水道事業会計	_	_	1			下水道事業特別会計	_	_
		•	簡易水道事業特別会計		_	津	幡	Вт	国民健康保険直営河北中央病院事業会計	_	
			下水道事業特別会計			 '_	IЩ	-,	水道事業会計		
			観光施設事業特別会計			4			簡易水道事業特別会計		
						4				_	_
			公設地方卸売市場事業特別会計	_	_				公共下水道事業特別会計	_	
			分譲宅地造成事業特別会計		_	<u> </u>			農業集落排水事業特別会計		
小	松	市	水道事業会計	_	_	内	灘	町	水道事業会計	_	_
			国民健康保険小松市民病院事業会計	_	_				公共下水道事業特別会計		
			公共下水道事業会計	_	_				新エネルギー事業特別会計	_	_
			簡易水道事業特別会計	_	_	志	賀	町	水道事業会計	_	_
			農業集落排水事業会計	_	_	1		-	町立富来病院事業会計	_	_
			工業団地造成事業特別会計	_	_	1			簡易水道事業特別会計	_	_
輪	島	#	病院事業会計	2.0	2.9				公共下水道事業特別会計		
¥III	坷	ılı		2.0	2.9	-				_	
			国民宿舎事業会計						農業集落排水事業特別会計	_	
			水道事業会計	_	_				地域し尿処理施設整備事業特別会	_	_
			公共下水道事業特別会計	_	_	宝:	達志水	(町	水道事業会計	_	_
			特定環境保全公共下水道事業特別会計	—					下水道事業会計		<u> </u>
			農業集落排水事業特別会計	_	_				国民健康保険志雄病院事業会計	_	_
			漁業集落排水事業特別会計	_	_	中	能 登	町	水道事業会計	_	_
			浄化槽事業特別会計	_	_	1			下水道事業特別会計	_	_
			臨空産業団地造成事業特別会計	_	_	1			分譲宅地造成事業特別会計	_	_
			臨海土地造成事業特別会計	_	_	穴	水	Вт	病院事業会計	6.1	8.1
珠	洲	市	病院事業会計		_	(``	7,1	-,	水道事業会計	_	-
- /	<i>/</i> /יו	112	水道事業会計						国民保養センター特別会計		
						-					
			下水道事業特別会計		_	A16	<i>5</i> v.		公共下水道事業特別会計	_	
			農業集落排水事業特別会計	_	_	能	登	۳J	病院事業会計	9.0	14.4
			国民宿舎事業特別会計	_	_				水道事業会計	_	_
加	賀	市	水道事業会計	_	_				公共下水道事業特別会計		
			病院事業会計	_	_				農業集落排水事業特別会計	_	_
			下水道事業特別会計	_	_				漁業集落排水事業特別会計	-	-
			土地区画整理事業特別会計	_	_	1			浄化槽整備推進事業特別会計	_	_
33	咋	市	水道事業会計	_	_	1			簡易水道事業特別会計	T -	_
		.,.	不是事 不	_	_	1			観光施設特別会計	 	
			公共下水道事業特別会計	_	_	上	P 麻 é	· .÷		 	
		公共下小坦争未行加云司 特定環境保全公共下水道事業特別会計			世紀	尾 鹿 島 圏事務糸	ᅜ	病院事業会計	-	–	
				_	_						
			農業集落排水事業特別会計	_	_	羽	咋 郡市	広	公立羽咋病院事業会計	_	_
			净化槽事業特別会計	_	_		圏事務組				
かし	かほく市		水道事業会計	_	_	南	加賀広	域	公設地方卸売市場事業特別会計	l _	_
			下水道事業特別会計	_	-	圏 :	图 事 務 組 合		五成地刀岬池川物书未付別五前		
白	Щ	市	水道事業会計	_	_	<u> </u>			ᇧᆂᄭᄼᇎ		
-		•	工業用水道事業会計	_	_	白	山 石	111	公立松任石川中央病院事業会計	_	_
			簡易水道事業特別会計				療企業				<u> </u>
						1	^	. –	公立つるぎ病院事業会計	-	_
			下水道事業特別会計								

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

現 制

健全財政

旧 制 度

会計

計画目標

・⑤は経営健全化基準を下回ること

健全段階

- 〇指標の整備と情報開示の 徹底
- ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による
- →監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 〇自主的な改善努力による 財政健全化
- ·財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- ○国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、 同意を求めることができる

- 【同意無】 ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- 財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

財 政 悪

化

公営企業の経営の健全化

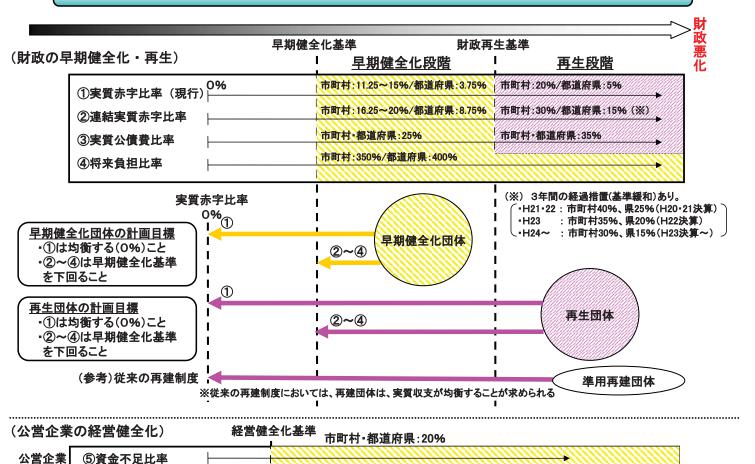
地方財政再建促進特別措置法

- 〇赤字団体が申出により、財 政再建計画を策定(総務大 臣の同意が必要)
 - ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上 の市町村は、法に基づく財政再建を行わなけれ ば建設地方債を発行できない
- 〇公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

<旧制度の課題>

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負 債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメ・



経営健全化団体

(5)

〇 各比率の算式

1 実質赤字比率

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

※標準財政規模:地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すもの

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

3 実質公債費比率

実質公債費比率 = (元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※準元利償還金:・一般会計等(普通会計の範囲に相当)から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと 認められるもの

- ・組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

4 将来負担比率

将来負担比率 = 将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※将来負担額:地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもの)、公営企業への繰出見込額(公債費分)、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の負担見込額(損失補償等による負担)、連結実質赤字額 等

5 資金不足比率

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模(営業収益ー受託工事収益)

〇 各比率の対象範囲

会	計 区	分	主な会計区分等					
一般会計等			一般会計 ケーブルテレビ	実 質 赤				
一般去訂寺			墓地公苑 公共用地先行取得	字 比 率	連			
公営事業会計	公営企業収益事業		水道 簡易水道 病院 下水道 宅地造成 観光 競馬 国民健康保険		 結実質赤字比率 	 実質公債費比率	 将来負担比率	資金不足比率
	その他		介護保険				 *	
一部事務組合等	一部事	務組合·広域連合	一般廃棄物処理 し尿処理 病院 消防					
	地方公社		土地開発公社					
	第三セク	フター		 		 		<u> </u>